

財務諸表に対する注記(在宅福祉拠点区分用)

1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・リース資産
本会のリース物件は1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース物件のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理をしている。
 - (2) 引当金の計上基準
 - ・徴収不能引当金 - 金銭債権のうち徴収不能のおそれのある債権に備える為、徴収不能割合による見込額を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
本会の作成する拠点区分における計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 拠点区分別の計算書類等(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3())
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3())
 - (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 在宅福祉拠点(社会福祉事業)
 - 「訪問介護事業」
 - 「障害福祉サービス事業」
 - 「市受託事業」
 - 「居宅介護支援事業」
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
固定資産の車輛減価償却に伴い国庫補助金等特別積立金337,500円を取り崩した。
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項